申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども）　② 住所（郵便番号も）　③ 氏名（ふりがな）　④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも）　⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）

手話を学んでみませんか

＜①**入門手話講習会**＞
日 5月19日～11月7日の月曜午後7時～8時30分。全20回。
所 区民センター。ただし豊平区は月寒公民館（豊平区月寒中央通7）、西区は身体障害者福祉センター（西区二十四軒2の6）。
対 15歳以上で未受講の初心者各30人～40人。
申 往復はがきに**上欄必要事項**と会場（第3希望まで）を記入し、4月18日㈮（必着）までに聴力障害者協会（〒060-0042中央区大通西19視聴覚障がい者情報センター内）へ送付。（抽選）

＜②**中級手話講習会**＞
日所 5月22日～12月11日の木曜午後6時30分～8時30分。全31回。視聴覚障がい者情報センター。
対 18歳以上で、手話で初歩的な日常会話ができる未受講の方50人。
※①②の ¥ 2千円程度。

＜③**手話通訳者養成講座**＞
内 市の登録通訳者を目指す。
日所 5月28日～来年1月16日の水・金曜午後6時30分～8時30分。全62回。視聴覚障がい者情報センター。
対 手話で日常会話ができる18歳以上の方30人。
¥ 3千500円程度。
※②③の 申 4月1日㈫から視聴覚障がい者情報センター、市役所3階障がい福祉課で配布する申込書を4月18日㈮（必着）までに持参、送付、FAX。②は（抽選）。③は5月11日㈰に試験あり。
詳細 聴力障害者協会☎（633）7575、HP

身体障害者福祉センター各種講座・スポーツ教室

開始日、活動時間など、詳しくはお問い合わせください。
対¥ 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。実費負担が必要なものあり。
申☎、FAX、直接。**上欄必要事項**を記入し、随時身体障害者福祉協会（西区二十四軒2の6身体障害者福祉センター内、FAX641-8966）へ。
詳細 身体障害者福祉協会☎641-8853

対象	種目
手足の不自由な方	手芸、料理、茶道
目の不自由な方	生け花、俳句、短歌、ダンス、卓球、水泳、ボウリング、フロアバレーボール、グランドソフトボール、テニス
中途失聴者	手話、手芸、料理、お茶、麻雀、ゲートボール
耳の不自由な方	バレーボール、バドミントン、卓球、サッカー、ゲートボール
身体障がいの区分不問	生け花、囲碁、将棋、短歌、ペン字、陶芸、英会話、民謡、絵画、カラオケ、車いすバスケットボール、卓球、アーチェリー、ゲートボール、テニス

※ゲートボールは5月～9月は屋外

健康づくり活動を行うグループを助成

助成金額 5万円。
対 年間で10回以上活動する15人以上のグループ（市のほかの助成を受けているグループを除く）。各区10組程度。
申 区保健センターで配布中の申込用紙を4月30日㈬までに持参。（抽選）
詳細 健康企画課☎（622）5151

録音図書製作ボランティアの養成講座

日 5月9日㈮～11月7日㈮。全25回。
所 視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19）。
対 校正者15人程度。18歳～65歳で次の条件を満たす方。①長期間活動できる②終了後、センターの録音図書校正ボランティアとして活動できる。
申 4月25日㈮午前10時から同センターで行う事前説明会に参加の上、配布される申込書を提出。選考あり。
詳細 視聴覚障がい者情報センター☎（631）6747、HP

精神障がいのある方の職業訓練

内 パソコンソフトの操作技術やビジネスマナーなどの習得。
日 5月14日㈬～8月28日㈭。
所 障害福祉サービス事業所COM（コム）・IT（イット）（北区北23西4）。
対 ハローワークに求職中の精神障がいのある方10人。
¥ 1万300円。検定料実費。
申 ハローワークに相談の上、4月23日㈬までに申し込み。選考あり。
詳細 障がい福祉課☎（211）2936

障がい者グループホーム・ケアホームの設置費助成

20年度に、障害者自立支援法に規定するグループホームなどを市内に設置する予定の法人に対して、共用備品などの一部経費を助成します。

医療費を助成します

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象。事前に区役所の保健福祉課で受給者証の交付申請をしてください。

＜**ひとり親家庭等医療費**＞
対 母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満のお子さんと母子家庭の母親、父子家庭の父親。所得制限あり。
助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）か医療費の1割（負担の上限あり）を除いた金額。父母は入院医療費のみの助成。

＜**重度心身障害者医療費**＞
対 ①1・2級と3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る）の身体障害者手帳をお持ちの方②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか、重度と判定（診断）された方。①②とも所得制限あり。
助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔道整復270円）か医療費の1割（負担の上限あり）を除いた金額。

＜**乳幼児医療費**＞
対 0歳～就学前のお子さん。所得制限あり。
助成額 入院の場合、4歳未満と住民税非課税世帯の4歳以上の通院の場合＝初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）を除いた額。住民税課税世帯の4歳以上で通院の場合＝医療費の1割（負担の上限あり。8月からは初診時一部負担金に変更）を除いた金額。

＜**老人医療費助成の廃止**＞
68歳、69歳の一定の所得以下の方を対象とした「老人医療費助成制度」は、4月1日㈫で廃止になりました。医療機関などでこの助成の受給者証は使用できませんので、有効期限の切れた受給者証は、お住まいの区の区役所保健福祉課にお返しいただくか、廃棄してください。
今後は、医療機関などの窓口で支払う一部負担金が3割になり、1カ月の自己負担限度額が加入している健康保険の基準になります。ご不明の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。
詳細 区役所（1ページ）の保健福祉課、HP